

## 4. 届出の種類と提出時期

表 7 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期
有害使用済機器を保管又は処分を業として行おうとする場合	保管等の届出	有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の10日前まで
改正法の施行日（平成30年4月1日）に、既に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っていた場合	保管等の届出	施行後6ヶ月（平成30年10月1日まで）
届け出た事項を変更する場合 （以下の場合を除く）	変更届出	変更の日の10日前まで
住民票及び法人の登記事項証明書にかかる変更をする場合	変更届出	変更後速やかに
有害使用済機器の保管又は処分の一部又は全部を廃止した場合	廃止届出	廃止日から10日以内

## 5. 届出書の作成要領

本届出は、届出施設を設置する市町村で窓口が異なります。詳しくは巻末の資料又は下記 URL を参照してください。（複数の自治体で事業を行う場合においては、それぞれの自治体に対して届出が必要です。）

〈大阪府／有害使用済機器 届出・規制案内〉 <http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/yuugai/index.html>

### ○ 事前相談

届出書の作成や提出、届出の受理、施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると事業の開始が遅れたり、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる改善命令を受けることがあります。こうした事態を防ぐためにも、事業場の所在地を所管する行政庁まで事前に相談くださいますようお願いいたします。

### ○ 届出の提出先

届出書の提出先は、事業場の所在地を所管する行政庁（大阪府又は政令市）です。届出書に記載するあて先は、事業場が所在する地域により異なりますのでご注意ください。

### ○ 必要部数

正本1部、副本（写し）1部 合計2部

### ○ 届出の返戻

届出書が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されます。これらの書類は、必ず大切に保管してください。

○届出に必要な書類・記載方法

届出事項と対応する様式等

表 8 届出事項と対応する様式等（新規届出）

	項目	記入対象 様式	添付書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	●(規則様式第 35 号の 2)	
b	事業の範囲		
c	事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積		
d	保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ		
e	保管高の上限		
f	(処分又は再生を行う場合) 当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生する有害使用済機器の品目		
g	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力		
h	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所		
i	事業計画の概要を記載した書類	別紙 1	●
j	事業場の平面図及び付近の見取図		●
k	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	別紙 2 等	●
l	事業場又は施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有すること)を証する書類		●
m	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	別紙 3	●
n	(個人の場合) 住民票の写し		●
o	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書		●
p	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し		●
q	現況写真		●
r	委任状		●

○書類作成にあたっての注意事項（詳細な内容について、提出先の行政庁とご相談ください）

a. 氏名又は名称及び住所

- ・個人の場合は氏名を記載してください。
- ・法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）を記載してください。

b. 事業の範囲

- ・「保管」、「保管及び処分」等の届出する事業の範囲を記載してください。

c. 事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積

- ・有害使用済機器の保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地と面積を記載してください。

※敷地が道路等で分割している場合についても、一体的な管理がなされている場合（例

例えば、一つの事務所で2か所のヤードの管理を行っている場合など）は、一つの事業所とみなします。

- d. 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
  - ・有害使用済機器の保管等の場所毎に所在地、面積、保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さを記載してください。
- e. 保管高の上限
  - ・保管場所毎の保管高の上限を記載してください。
- f. 当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目
  - ・処分を行う場合は、当該処分に係る事業場の所在地及び処分する事業場毎に処分する有害使用済機器の品目を記載してください。
- g. 当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
  - ・事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設毎に施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力を記載してください。
- h. (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所
  - ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の氏名及び住所を記載してください。
- i. 事業計画の概要【添付書類：別紙1】
  - ・事業の全体計画
  - ・処理の方法（保管・処分の別） ※手解体は保管として取り扱います。
  - ・業務を行う時間、休業日
  - ・業務経歴
  - ・取扱品目（品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先）
- j. 事業場の平面図及び付近の見取図【添付書類】
  - ・事業場の状況が分かる平面図（敷地内配置図）  
以下の事項を、寸法と共に明示してください。
    - (1) 処理施設、保管施設（不燃性の仕切りを設ける場合を除き、各保管施設間の離隔距離も併せて記載してください）、公害防止施設（油水分離槽等）
    - (2) 選別場所又は積替え作業場所
    - (3) 公道からの進入路、出入口（門扉）、計量器（設置されている場合）
    - (4) 囲いの高さ範囲
    - (5) 排水計画（舗装範囲と勾配、溝・管、会所、分離槽・排水処理施設、排水口等の位置）
    - (6) 駐車場
  - ・事業場の周辺の状況がわかる見取図  
住宅地図等により、対象となる事業場の位置及び範囲を明示してください。
- k. 施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図【添付書類：別紙2等】
  - ・事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

- ・ 平面図等（平面図、立面図、断面図）は以下について作成してください。
    - (1) 有害使用済機器及び処理後物を取り扱う全ての施設（受入物保管、手解体作業場所、処分、処理後物保管に係るもの全て）
    - (2) 前項の施設を設置する建屋
    - (3) 敷地周辺の囲い及び出入口の扉等（敷地内配置図に併記可）
  - ・ 平面図等には以下の事項を含む内容で作成してください。
    - (1) 施設構造についての寸法
    - (2) 投入時にバッテリー等の混入の有無を確認する方法及び設備の位置
    - (3) 原動機の位置、構造、能力
    - (4) 処理物投入口及び排出口
    - (5) 公害防止施設との接続構造
    - (6) 施設の銘板（型式、製造年月、製造者名を記載したもの）の位置
    - (7) 保管施設の壁の耐力構造、保管形状とその寸法または容器の形状材質寸法（容器で保管する場合は図面に代えて、材質寸法を併記等した写真でも可）
    - (8) 保管・処分施設を設置する場所の床面の構造（舗装の種類、範囲、厚さ等）
    - (9) 建屋の概要（開口部、構造、舗装範囲）を明示
  - ・ 構造図には処理施設の主要な処理部分の機械構造として、以下の事項等を明記してください。
    - (1) 破碎、混合、減容施設においては、破碎刃、混合刃、押込スクリー等形状や枚数
  - ・ 設計計算書は、以下の事項等が明記された仕様書、カタログ等としてください。
    - (1) 原動機能力（出力等）
    - (2) 単位時間あたりの処理能力等
  - ・ 当該施設の付近の見取図は、事業場の付近の見取図と兼ねても支障ありません。
- l. 届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類【添付書類】
- ・ 土地の登記事項全部証明書（申請の3か月以内に発行されたもの）等（借地の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要）
  - ・ （有害使用済機器の保管等を建物内で行う場合）建物の登記事項全部証明書等（賃貸物件の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要）
- m. （処分又は再生を業として行う場合）処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類【添付書類：別紙3】
- ・ 処分又は再生を業として行う場合は、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの
  - ・ 処理後物について、以下の事項を明記すること。
    - (1) 廃棄物の品目または名称
    - (2) 発生量（1日あたり通常及び最大の量）
    - (3) 廃棄物は処理委託先の名称、所在地、処理方法
    - (4) 再生物は販売先の名称、所在地、利用方法
- n. （個人の場合）住民票の写し【添付書類】
- ・ 個人の場合は住民票（届出の直近3か月以内に発行されたものであり、本籍地（外国

人の方は国籍等)、個人番号(マイナンバー)は記載されていないもの。)

- o. (法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書【添付書類】
  - ・定款にあつては申請時において有効な定款である旨の申立てを記載すること。
  - ・法人の場合は法人の登記事項証明書(届出の直近3か月以内に発行されたもの)
- p. (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し【添付書類】
  - ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票(届出の直近3か月以内に発行されたものであり、本籍地(外国人の方は国籍等)、個人番号(マイナンバー)は記載されていないもの。)
- q. 写真
  - ・計画地全体、計画施設及びこれに付随する設備を写した写真(特に以下の事項を、写してください)
    - (1)処理施設、保管施設、公害防止施設(油水分離槽等)
    - (2)選別場所又は積替え作業場所
- r. 委任状
  - ・個人の場合は申請者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要です。
  - ・届出者の代表者印を押印してください。

ア 有害使用済機器保管等届出書（第1面）の記載例

<p>大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長</p> <p>届出書を提出する各所轄官庁の長を記載して下さい。</p>		<p>有害使用済機器保管等届出書</p> <p>殿 ○○年○○月○○日</p>	
<p>・届出者が法人の場合は、法人登記事項証明書に記載されている本店住所・名称を記載して下さい。 ・届出者が個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。</p>		<p>届出者 住所 〒540-0012 大阪市中央区大手前○丁目○番地○号 氏名 ○○産業株式会社 代表取締役 大阪 花子 電話番号 ○○-○○○○-○○○○</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>			
<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>		<p>有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機 等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器)</p> <p>処理の区分 <u>保管のみ</u> ・ 保管及び処分（再生を含む）</p>	
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>		<p>事務所 ○○事業場 電話番号 ○○-○○○○-○○○○ 大阪市中央区大手前○丁目○番地○号 事業場 同上 電話番号 同上 面積 ○○○ m<sup>2</sup></p>	
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>		<p>保管場所① 所在地：同上 面積：○○m<sup>2</sup>、最大高さ 5m 保管量 m<sup>3</sup> 品目：電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号～20号の機器 保管場所② 所在地：同上 面積：○○m<sup>2</sup>、最大高さ 3m 保管量 m<sup>3</sup> 品目：ゲーム機、デジタルカメラ等、施行令第16条の2第21号～32号の機器</p>	
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>		<p>こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ記載してください</p>	
<p>事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>		<p>こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ記載してください</p>	
<p>※事務処理欄</p>		<p>行政書士が書類を作成した場合、行政書士法に基づく記名、押印を申請者欄の下部、もしくは頁の余白部に行ってください。</p>	

イ 有害使用済機器保管等届出書（第2面）の記載例

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。 ・個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇産業株式会社		〒540-0012 大阪市中央区大手前〇丁目〇番地〇号
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

（日本工業規格 A列4番）

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更届出提出時には変更部分を明確にして記載すること。）

（例）

- ・油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の可燃性物、また金属や基板、単一種類のプラスチック等売却できるものは手解体で有害使用済機器から取り外し分別して保管する。
- ・売却可能な金属、基板、単一種類のプラスチックは売却する。
- ・売却できない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずは安定型埋立処分を委託する。その他残さ物は管理型埋立処分を委託する。

2. 処理の方法（保管・処分（再生を含む。）の別）

（例）

- ・保管（手解体含む）

手解体は「処分」ではなく「保管」として取り扱います。

3. 業務を行う時間及び休業日

（例）

営業時間 8：00～16：30

受入を行う時間 8：30～15：00、 作業時間 9：00～16：30

休業日 日曜日及び祝祭日

4. 業務経歴

年 月 日	業 務 経 歴
古物営業法の許可	「廃棄物処理法」「古物営業法」「大阪府金属くず営業条例」などの法律または条例に基づく許可を受けている場合は、許可の年月日、許可番号、許可の区分を記入し、当該許可証のコピーを添付してください。
大阪府金属くず営業条例の許可	
一般廃棄物処理業の許可（有りの場合は市町村名）	
産業廃棄物処理業の許可	

備考 届出業務に関連するもののみ記載すること。



5. 取扱品目及び処分量等						
受入	取扱品目	受入予定量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	予定受入先事業場の名称及び所在地	保管場所	処分又は再生の方法	備考
1	電気掃除機等 第5号～20号の機器	50 t / 月	有限会社◇◇商店 ◇◇市◇◇町◇◇番◇	保管場所①	保管・手解体	
2	ゲーム機等、第21号～32号の機器	10 t / 月	同上	保管場所②	保管・手解体	
3						
4						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り扱うすべての有害使用済機器の種類について記載してください。</li> <li>・ 新規の際は計画数量を記載してください。</li> <li>・ 既存事業者の際は実績を踏まえた計画数量を記載してください。</li> <li>・ 複数の事業場がある場合、事業場ごとに記載してください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 混合したものを受け入れる場合は、含まれる有害使用済機器の種類を明記すれば全体の量の記載でも可です。</li> </ul>
5						
6						
7						
搬出	取扱品目	搬出予定量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	予定搬出先の名称及び所在地			備考
1	鉄	20 t / 月	株式会社△△金属 △△市△△町△△番△			売却
2	非鉄金属	10 t / 月	同上			売却
3	基板	5 t / 月	同上			売却
4	廃プラスチック類	15 t / 月	□□環境株式会社 □□市□□通□□番□			処理委託
5						
6						
7						

事業の用に供する施設の概要			
事業場の名称			
事業場の所在地	(電話番号 )		
取り扱う有害 使用済機器 の品目			
保管 施設	面積 (㎡)		
	保管量 (m <sup>3</sup> )		
	保管の高さ (m)		
	施設の種類 (保管方法及び構造)	屋外か屋内か、仕切りやカゴ (容器) などの設置の有無、仕切り等の材質について記載してください。	
	廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭発散防止に関する措置状況	廃棄物の適正な保管のために講じられている具体的な措置を記入してください。 (例) 「屋内に保管し、飛散を防止」 「コンクリート舗装により、地下への浸透を防止」など	
処分又は再生の用に供する施設	施設の種類 (処理方法及び構造)		
	メーカー及び型式	施設に関するパンフレット等があれば添付してください。	
	処理能力及び数量	t / 日 × 基	t / 日 × 基
	一日の運転時間		
	設置年月日	年 月 日	年 月 日
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置	粉じん防止対策、騒音防止対策、悪臭防止対策、振動防止対策など、生活環境の保全のために何らかの措置を講じている場合、その内容を具体的に記入してください。	

- 備考
- 1 事業場が複数ある場合は、事業場ごとに作成すること。
  - 2 本様式に書ききれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。
  - 3 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び付近の見取図を添えること。

別紙3

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	
処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の種類	<p>(例) 廃プラスチック類</p> <p>・ページを分けて、廃棄物又は再生品の種類ごとに記載してください。                  (例)「基板」「鉄」「非鉄」「廃プラスチック類」など</p>
発生量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	<p>(例) 30m<sup>3</sup>/月</p> <p>・新規の際は計画数量を記載してください。                  ・既存業者の際は実績を踏まえた計画数量を記載してください。</p>
処理方法又は利用方法	<p>自己処理 (処分場所)</p>
	<p>委託処理 (処分業者名) ◎◎環境株式会社</p>
	<p>(所在地) △△県〇〇市××町◎◎番</p>
<p>埋立処分 海洋投入処分 <u>中間処理</u> 売却</p> <p>中間処理又は売却の場合は、具体的な方法</p> <p>(例) 破碎・減容固化による再生</p> <p>再生物の出荷先における利用方法について記入してください。                  (例) ・「RPFとして株式会社〇〇製紙においてボイラー燃料として利用」</p>	

- 備考
- 1 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。
  - 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書（新規に届出する場合を除く。）及び許可証の写しを添付すること。
  - 3 有価物として売却する場合は、伝票等売却していることがわかるものを添付すること（新規に届出する場合を除く。）。

表 9 届出事項と対応する様式等（変更届出）

	項目	記入対象 様式	添付書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	●(規則様式第 35 号の 3)	
b	届出を行った年月日		
c	変更の内容		
d	変更の理由		
e	変更予定年月日		
f	事業計画の概要を記載した書類	別紙 1	※
g	事業場の平面図及び付近の見取図		※
h	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	別紙 2 等	※
i	事業場又は施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有すること)を証する書類		※
j	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	別紙 3	※
k	(個人の場合) 住民票の写し		※
l	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書		※
m	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し		※
n	現況写真		※
o	委任状		●

※：変更がある場合に添付

- a. 氏名又は名称及び住所
- ・個人の場合は氏名
  - ・法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名
  - ・事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）を記載してください。
- b. 届出を行った年月日
- ・変更対象となる届出を行った年月日（当初の届出日）を記載してください。
- c. 変更の内容
- ・変更する内容を具体的に記載してください。
- d. 変更の理由
- ・変更の理由を具体的に記載してください。
- e. 変更予定年月日
- ・変更を予定する年月日を記載してください。

※f.～n.は変更事由に応じた添付書類を作成・添付してください。

- o. 委任状
- ・個人の場合は申請者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要です。
  - ・届出者の代表者印を押印してください。

ウ 有害使用済機器保管等変更届出書の記載例

有害使用済機器保管等変更届出書		
大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長	届出署を提出する 各所轄官庁の長を 記載して下さい。	〇〇年〇〇月〇〇日  殿  届出者 住 所 〒540-0012 大阪市中央区大手前〇丁目〇番地〇号 氏 名 〇〇産業株式会社 代表取締役 大阪 次郎 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	<b>代表取締役の変更 大阪次郎</b>	大阪花子
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな)氏名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由	代表者の新任退任	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

表 10 届出事項と対応する様式等（廃止届出）

	項目	記入対象様式	添付書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	●(規則様式第 35 号の 4)	
b	届出を行った年月日		
c	廃止した事業の範囲		
d	廃止の理由		
e	廃止の年月日		
f	委任状		●

- a. 氏名又は名称及び住所
- ・ 個人の場合は氏名
  - ・ 法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名
  - ・ 事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）
- b. 届出を行った年月日
- ・ 廃止対象となる届出を行った年月日（当初の届出日）を記載してください。
- c. 廃止した事業の範囲
- ・ 廃止した事業の範囲を具体的に記載してください。
- d. 廃止の理由
- ・ 廃止の理由を具体的に記載してください。
- e. 廃止の年月日
- ・ 廃止した年月日を記載してください。
- f. 委任状
- ・ 個人の場合は申請者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要です。
  - ・ 届出者の代表者印を押印してください。

エ 有害使用済機器保管等廃止届出書（第1面）の記載例

有害使用済機器保管等廃止届出書	
<p>大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長</p>	<p>届出書を提出する 各所轄官庁の長を 記載して下さい。</p>
<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
<p>殿</p>	
<p>届出者 住所 〒540-0012 大阪市中央区大手前〇丁目〇番地〇号 氏名 〇〇産業株式会社 代表取締役 大阪 次郎 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>	
<p>〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>有害使用済機器の保管の廃止</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>施設の老朽化に伴う事業の廃止</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>
<p>備考 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

## 6. 届出書のチェックリストと様式

	書類	様式	留意事項	有無
1	有害使用済機器保管等届出書（第1～2面）	○	□記入例を参照。	
2	事業計画の概要を記載した書類	○	□記入例を参照。 ・事業の全体計画 ・処理の方法（保管・処分の別） ・業務を行う時間、休業日 ・業務経歴 ・取扱品目	
3	事業場の平面図及び付近の見取図	—	□平面図としては、計画地における計画施設及びこれに付随する設備の配置を示す書類 ・以下の事項を、寸法と共に明示する。 (1)処理施設、保管施設（各保管施設間の離隔距離も併せて記載してください）、公害防止施設（油水分離槽等） (2)選別場所又は積替え作業場所 (3)公道からの進入路、出入口（門扉）、計量器（設置されている場合） (4)囲いの高さ範囲 (5)排水計画（舗装範囲と勾配、溝・管、会所、分離槽・排水処理施設、排水口等の位置） (6)駐車場 □事業場の周辺の状況がわかる見取図 ・住宅地図等により、対象となる事業場の位置及び範囲を明示すること。	
4	（事業の用に供する施設を設置する場合） 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	□平面図等（平面図、立面図、断面図）は以下について作成する。 (1)有害使用済機器及び処理後物を取り扱う全ての施設（受入物保管、手解体作業場所、処分、処理後物保管に係るもの全て） (2)前項の施設を設置する建屋 (3)敷地周辺の囲い及び出入口の扉等（敷地内配置図に併記可） □平面図等には以下の事項を記入する。 (1)施設構造についての寸法 (2)投入時にバッテリー等の混入の有無を確認する方法及び設備の位置 (3)原動機の位置、構造、能力 (4)処理物投入口及び排出口 (5)公害防止施設との接続構造 (6)施設の銘板（型式、製造年月、製造者名を記載したもの）の位置 (7)保管施設の壁の耐力構造または容器の形状材質（容器で保管する場合は図面に代えて、材質寸法を併記等した写真でも可） (8)保管・処分施設を設置する場所の床面の構造（舗装の種類、範囲、厚さ等） (9)建屋の概要（開口部、構造、舗装範囲）を明示 □構造図には、処理施設の主要な処理部分の機械構造として、以下の事項等を明記する。 (1)破碎、混合、減容施設においては、破碎刃、混合刃、押込スクリー等の形状や枚数 □設計計算書は、以下の事項等が明記された仕様書等とする。 (1)原動機能力（出力等） (2)単位時間あたりの処理能力等 □当該施設の付近の見取図は事業場の付近の見取図と兼ねても支障ありません。	
5	事業場又は施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有すること）を証する書類	—	□土地の登記事項全部証明書（※）等（借地の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要） □（有害使用済機器の保管等を建物内で行う場合）建物の登記事項全部証明書（※）等（賃貸物件の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要）	



6	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法	○	<input type="checkbox"/> (処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの ・処理後物について、以下の事項を明記すること。 (1)廃棄物の品目または名称 (2)発生量 (1日あたり通常及び最大の量) (3)廃棄物は処理委託先の名称、所在地、処理方法 (4)再生物は販売先の名称、所在地、利用方法 ・廃棄物を処分する場合は委託契約書 (新規届出は除く) 及び許可証の写しを添付すること。 ・有価物として売却する場合は伝票などを添付すること。(新規届出は除く)
7	(個人の場合) 住民票の写し (※)	—	<input type="checkbox"/> 本籍地 (外国人の方は国籍等)、個人番号 (マイナンバー) は記載されていないもの。
8	(法人の場合) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書 (※)	—	<input type="checkbox"/> 定款にあつては申請時において有効な定款である旨の申立てを記載すること。 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
9	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合) 法定代理人の住民票の写し (※)	—	<input type="checkbox"/> 本籍地 (外国人の方は国籍等)、個人番号 (マイナンバー) は記載されていないもの。
10	現況写真	—	<input type="checkbox"/> 計画地全体、計画施設及びこれに付随する設備を写した写真 (特に以下の事項を、写してください) (1)処理施設、保管施設、公害防止施設 (油水分離槽等) (2)選別場所又は積替え作業場所
11	委任状	—	<input type="checkbox"/> 個人の場合は届出者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要。 <input type="checkbox"/> 代表者印を押印すること。

※ 法人の登記事項証明書 (現在事項又は履歴事項全部証明書)、住民票、土地・建物の登記事項全部証明書については、届出書受付時点において発行日から3か月以内の原本を添付するか、窓口で原本提示の上その写しを添付してください (原本照合可)。

**【必要部数】**

正本 1 部、副本 (写し) 1 部 合計 2 部

様式第三十五号の二 (第十三条の三関係)

(第 1 面)

有害使用済機器保管等届出書  <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 都道府県知事 殿 (市長)  届出者  住 所  氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。							
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目：  処理の区分                  保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)						
事務所及び事業場の所在地等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">事務所</td> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業場</td> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">面 積</td> </tr> </table>	事務所	電話番号	事業場	電話番号		面 積
事務所	電話番号						
事業場	電話番号						
	面 積						
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)							
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目							
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力							
※事 務 処 理 欄							

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本工業規格 A列4番)

別紙 1

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更届出提出時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 処理の方法（保管・処分（再生を含む。）の別）

3. 業務を行う時間及び休業日

4. 業務経歴

年 月 日	業 務 経 歴
古物営業法の許可	
大阪府金属くず営業条例の許可	
一般廃棄物処理業の許可（有りの場合は市町村名）	
産業廃棄物処理業の許可	

備考 届出業務に関連するもののみ記載すること。

5. 取扱品目及び処分量等						
受入	取扱品目	受入予定量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	予定受入先事業場の名称及び所在地	保管場所	処分又は再生の方法	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
搬出	取扱品目	搬出予定量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	予定搬出先の名称及び所在地	備考		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

事業の用に供する施設の概要			
事業場の名称			
事業場の所在地	(電話番号 )		
取り扱う有害使用済機器の品目			
保管施設	面積 (㎡)		
	保管量 (m <sup>3</sup> )		
	保管の高さ (m)		
	施設の種類 (保管方法及び構造)		
	廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭発散防止に関する措置状況		
処分又は再生の用に供する施設	施設の種類 (処理方法及び構造)		
	メーカー及び型式		
	処理能力及び数量	t / 日 × 基	t / 日 × 基
	一日の運転時間		
	設置年月日	年 月 日	年 月 日
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置		

- 備考
- 1 事業場が複数ある場合は、事業場ごとに作成すること。
  - 2 本様式に書ききれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。
  - 3 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び付近の見取図を添えること。

別紙 3

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の種類		
発生量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)		
処理方法又は利用方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理又は売却の場合は、具体的な方法	

- 備考 1 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。
- 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書（新規に届出する場合を除く。）及び許可証の写しを添付すること。
- 3 有価物として売却する場合は、伝票等売却していることがわかるものを添付すること（新規に届出する場合を除く。）。

様式第三十五号の三 (第十三条の四関係)

有害使用済機器保管等変更届出書		
都道府県知事 殿 (市長)		年 月 日
届出者 住 所  氏 名  電話番号		
年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容 (規則 第13条の3第1項第8号 に掲げる事項を除く。)		
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)



様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
<p>廃止した事業の 範囲</p>	
<p>廃 止 の 理 由</p>	
<p>廃止の年月日</p>	
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

(日本工業規格 A列4番)

年 月 日

# 委任状

様

申請（届出）者

住 所 .....

氏 名 ..... 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私は.....を代理人と定め、下記の件について委任致します。

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

記

- 1 有害使用済機器の届出の件について
- 2 届出書の訂正に関する事
- 3 届出書副本の受領に関する事

## 7. 問い合わせ 届出書類の提出先

### 大阪府内

大阪府

環境農林水産部 循環型社会推進室  
産業廃棄物指導課

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16

咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階

☎ 06-6210-9571 (ダイヤル)

FAX 06-6210-9569

ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/yuugai/index.html>



### 大阪市内

大阪市 環境局環境管理部 環境管理課  
産業廃棄物規制グループ

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

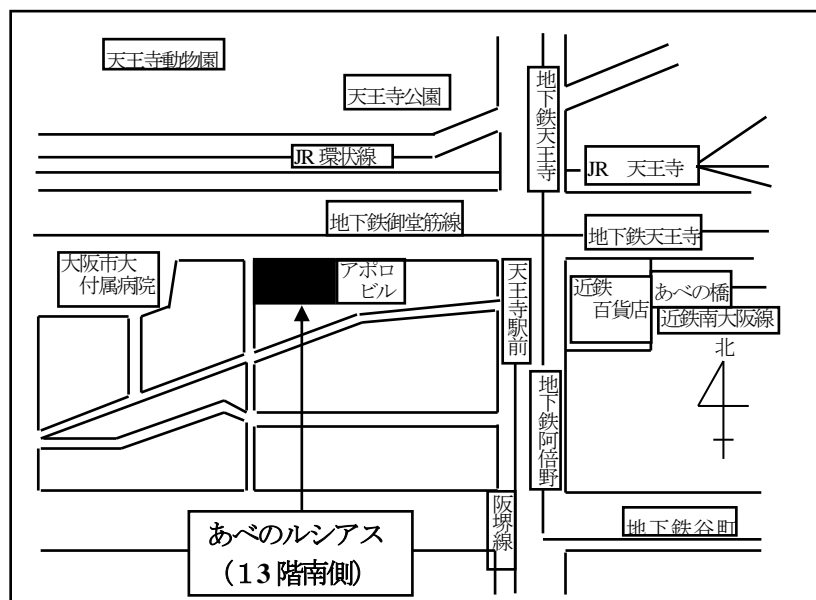
あべのルシアス 13階

☎ 06-6630-3284

FAX 06-6630-3581

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/000009225.html>



### 堺市内

堺市 環境局

環境保全部 環境対策課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3-1

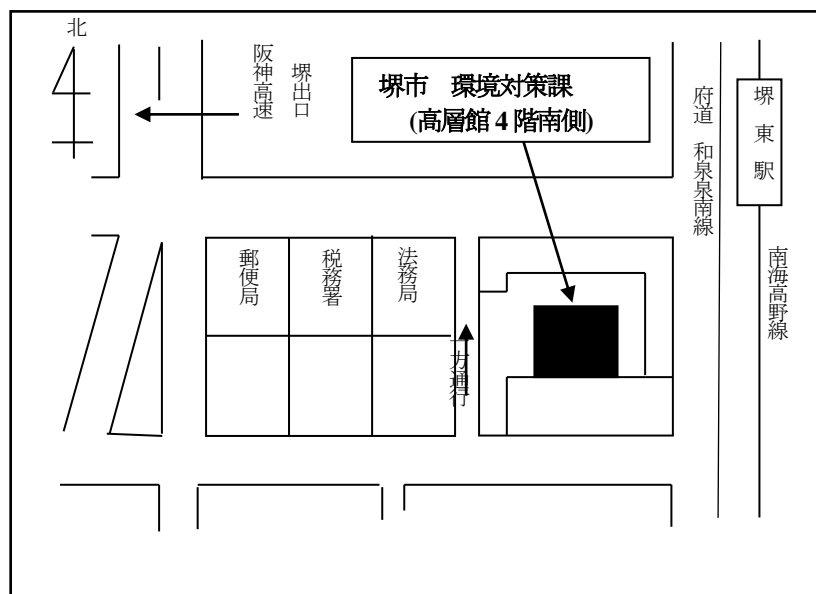
堺市役所高層館4階

☎ 072-228-7476 (ダイヤル)

FAX 072-228-7317

ホームページ

<http://www.city.sakai.lg.jp/>



## 東大阪市内

東大阪市

環境部 産業廃棄物対策課

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

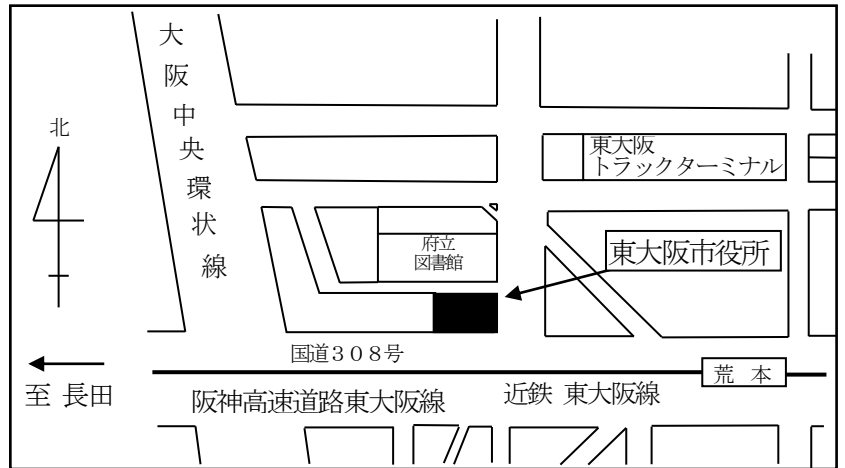
東大阪市役所 7階

☎ 06-4309-3208

FAX 06-4309-3944

ホームページ

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>



## 高槻市内

高槻市

市民生活環境部  
資源循環推進課

〒569-0021

高槻市前島3丁目8番1号

エネルギーセンター内

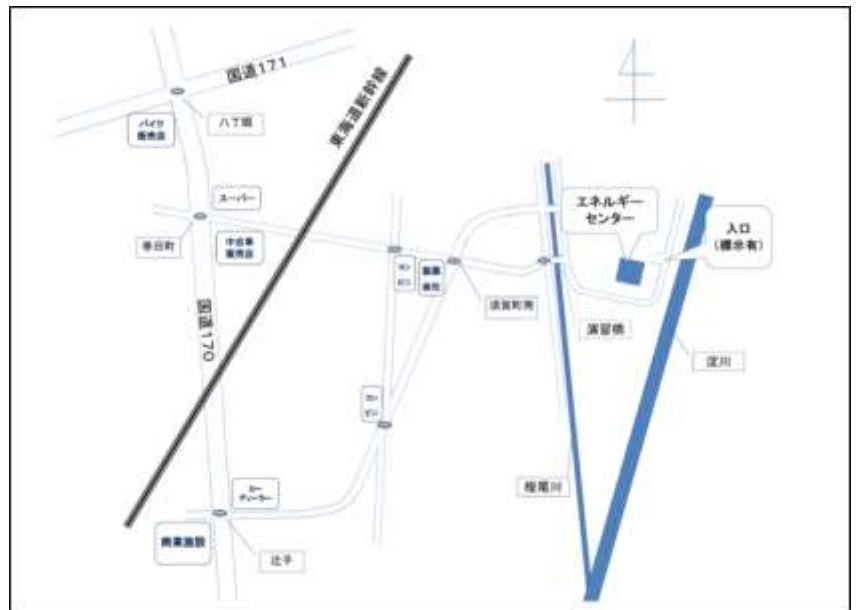
☎ 072-669-1886

FAX 072-669-1961

ホームページ

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

お願い 高槻市に届出される場合は、  
16時までにご来庁ください。



## 豊中市内

豊中市

環境部  
事業ごみ指導課

〒561-0891

豊中市走井2丁目5番5号

環境事業所 北館内 1階

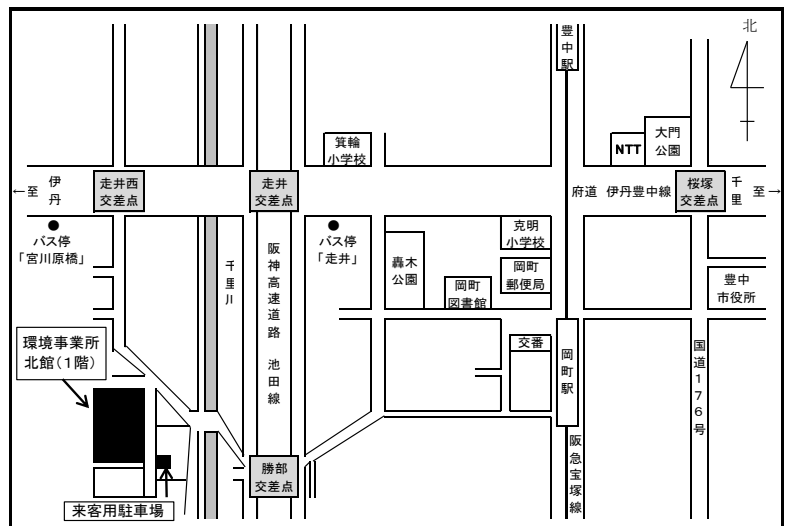
☎ 06-6858-2278

FAX 06-6846-6390

ホームページ

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

お願い 豊中市に届出される場合は、  
15時までにご来庁ください。



## 枚方市内

枚方市

環境部 環境総務課

〒573-1162

枚方市田口5丁目1-1

穂谷川清掃工場管理棟

☎ 072-807-6211 (直通)

FAX 072-849-6645

ホームページ

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/kankyou/>

お願い 枚方市に届出される場合は、  
15時までにご来庁ください。



## 八尾市内

八尾市

経済環境部 産業廃棄物指導課

〒581-0017

八尾市高美町5-2-2 清掃庁舎

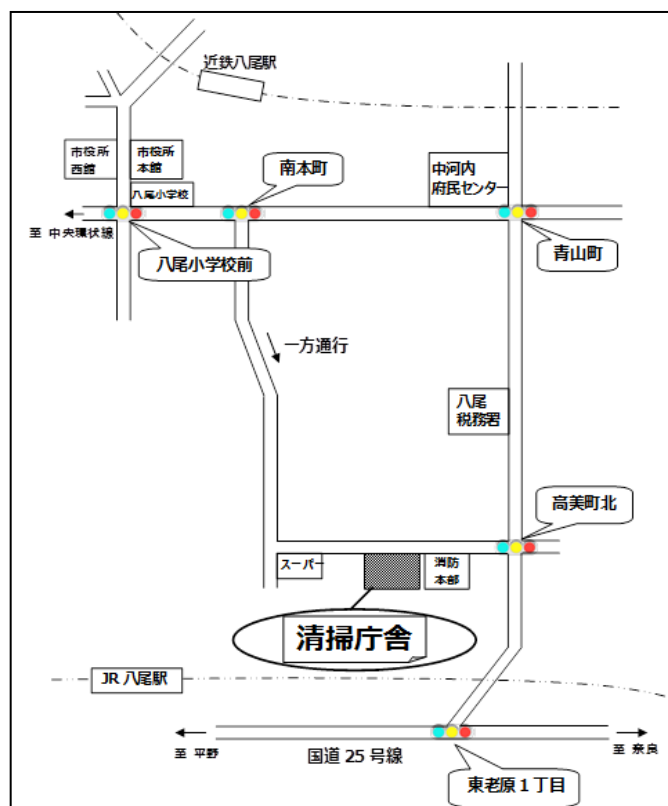
☎ 072-924-3772 (直通)

FAX 072-923-7135

ホームページ

<http://www.city.yao.osaka.jp/>

お願い 八尾市に届出をされる場合は、  
16時までにご来庁ください。



## 寝屋川市内

寝屋川市

環境部 環境保全課

〒572-0855

寝屋川市寝屋南一丁目2番1号  
クリーンセンター5階

☎ 072-824-1021 (直通)

FAX 072-824-1023

ホームページ

<http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

お願い 寝屋川市に届出をされる場合は、  
14時までにご来庁ください。

